

岩手県告示第338号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和2年岩手県告示第156号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町
- 2 実施した期間 令和2年4月13日から令和3年3月18日まで
- 3 実施した基本測量の種類 航空レーザ測量による高精度標高データ整備